

広報 しんち

89 号

53 / 8

7 月 1 日現在

()内は前月比

🏠	1961世帯 (- 3)
♂	4,307人 (+ 4)
♀	4,455人 (+ 4)
合計	8,762人 (+ 8)



かあさんのうた



釣 師 (新地小五年)
菅 野 由 美 子

つとめをもつ母は忙しい
 時々はしり書きの手紙で
 ずるける私をしかる
 時にはとてもやさしい手紙を
 机におくこともある
 帰ってきて誰も居ない家
 時々さびしい時もあったが
 私はもう五年生
 「働かなくては食えないんだから
 少し位のことはがまんしな」
 ふとつた母は言う
 一緒に居る時は
 私達の話の聞いたり
 とことんいろいろな話をする
 時々日曜出番の
 母の仕事場について行く
 大きな声で魚の目方を
 帳付けの人にいつていた
 生きた魚をさばいている
 その姿は勇ましい
 また 時々女らしく
 おしゃれをして出張する
 くるくると働く母の姿は
 かんろくがある
 ふとつているせいばかりじゃない
 ようだ

〔漁協に勤める一男二女の母正子さん
 今日もせり場にいせいのいい声が響く〕

青少年に明るいあすを

年々増加する低年齢の非行 —大切な家庭での触れあい—



▲夏休みを楽しく安全に

八月に入り、もう夏休みも中盤。青少年非行の多くは、この長い休みの間に芽ばえ、育ち、秋の新学期のころには、学校ざらいや家出、さらには盗み、傷害といった本格的な非行の道を歩み始めることとなります。

最近の青少年非行を全国的にみると、量的には増加の傾向を示し、内容的には、万引き、乗物盗みなど遊び的色彩の強い非行が大勢を占めています。また、非行の一般化が目立ち、一方では教師に対する暴行など校内暴力事件や暴走族による対立抗争事件の多発など、青少年非行の悪質化の傾向がみられています。

県青少年条例が制定

十月一日から施行
福島県青少年健全育成条例が制定され、十月一日から施行されました。この条例は、あすの社会をなす青少年を健全に育成するために制定されたものです。条例では次のことを定めています。

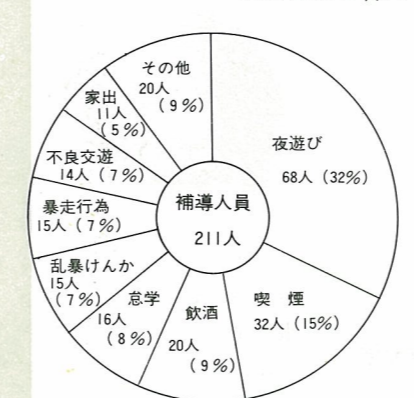
- ◆県民総ぐるみで取りくむ
青少年を健全に育成するうえで家庭、学校、職場、地域社会などのありかたが非常に重要です。そこで、それぞれの場で、県民一人ひとりが理解と関心をもって、取組んでいく必要があります。

- ◆県も積極的に施策を推進
県は、国や市町村の協力を得て青少年の団体やグループが活発に活動できるように、青少年の指導者を養成したり、各種施設を整備したりするとしています。
- ◆青少年に有害な行為を規制
青少年に有害な映画、図書、広告、がんぐなどを青少年に見せたり売ったりすることを規制しています。自動販売機で図書などを販売することも含みます。
- ◆青少年にみだらな性行為やわいせつな行為をすることも規制されています。場合によっては、罰則が科せられます。

青少年の補導状況 (53年1月～6月) 相馬警察署管内

少年区分	犯罪別				特別法犯		合計
	暴行	傷害	窃盗	住居侵入	火取法	軽犯罪法	
犯少年		1	20	1	22		22
触少年	1		15		16		16
計	1	1	35	1	38		38
前年同期	6		23		29	1	31

不良行為少年補導状況 (53年1月～6月) 相馬警察署管内



凡例

犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
触法少年……14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
犯少年……将来罪を犯し又は刑罰法に触れる行為をするおそれのある少年

信頼をはぐくむ 地域社会をめぐって

青少年健全育成、県民総ぐるみ運動が、七月一日から今月末まで実施されています。この運動は、青少年の健全育成をめざして、青少年が心身ともに健康な夏がすごせるよう、関係機関、団体及びすべての県民が積極的に協力しあって運動をすすめています。

- ◆明るい家庭環境をつくろう
◆明るい家庭をつくろう
◆青少年の社会参加をすすめるよう
◆青少年の非行をなくそう
◆子どもを事故から守ろう

8月27日は町長選挙

投票は午後六時まで

告示 八月二十日(日)
投票日 八月二十七日(日)
投票時間 午前七時～午後六時まで

投票できるかた

○昭和三十三年八月二十八日以前に生まれたかた。
○昭和五十三年五月十八日までに新地町に転入届を出しているかた。
ただし、入場券が配付されても、投票日以前に転出されたかたは、選挙権がなくなりません。

都合のあるかたは不在者投票を

投票日当日、どうしても投票所に行けない事情のあるかたは、前もって不在者投票をすることが出来ます。(たとえば、出張、出張、冠婚葬祭、団体旅行、社内レ

八月二十七日(日)は、任期満了に伴う町長選挙が行われます。あなたの一票は、今後の町政の方向を左右する大切な一票です。義理や人情に迷わず、きれいな選挙で明るく住みよい町を築きあげる立派な人を選びましょう。

クレシオンなど

○期間 八月二十日(告示日)から八月二十六日(投票日の前日)まで
○時間 毎日午前八時三十分～午後五時まで
○場所 役場住民室
○持参物 印かんとう入場券
○注意 身体に重度の障害があるかたは、郵便による在宅投票ができます。
くわしくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙人名簿を

有権者が投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが絶対必要です。

○期間 ……八月二十日
○時間 ……毎日午前八時三十分～午後五時まで
○場所 ……役場住民室

立会演説会は

8月24日

候補者の政権を有権者のかたに知ってもらうために、つきにより立会演説会を開催します。

○日時 八月二十四日(木)午後二時

○場所 新地小学校屋体

新しい農業委員決まる

寺島春吉氏を選任

任期満了に伴う農業委員会の委

農業委員名簿

職名	氏名	部落	備考
会長	寺島 春吉	大戸浜	議会推せん
委員	八巻 光夫	菅谷	一般選挙
〃	目黒 一	木崎	議会推せん
〃	黒部 利得	岡	一般選挙
〃	浜野 與七	大戸浜	〃
〃	伊藤 勇	釣師	〃
〃	橋本 照雄	駒町	〃
〃	林 茂男	上真弓	〃
〃	荒 力	中里	〃
〃	寺島 一	城内	共済推せん
〃	菅野 強生	今泉	一般選挙
〃	菊地 勝雄	富倉	〃
〃	水戸 正三	新地	〃
〃	寺島 俊夫	小川	〃
〃	目黒 貞喜	沢口	〃
〃	佐藤 幸吉	今神	議会推せん
〃	飯土井鶴吉	新地	農協推せん
〃	名取源五郎	新地	農協推せん

ポンプ操法郡大会

小型ポンプの部で

木崎消防団優勝

県消防ポンプ操法相馬支部予選大会が、七月二十日、鹿島町の桜平山公園グラウンドで行われ、小型ポンプの部で木崎消防団が優勝しました。

ポンプ操法大会には、相馬郡の六市町村から予選を勝ちぬいてきた十二チームが参加、タイム、動作、操作の正確さを競いあいました。

町からは小型ポンプの部に木崎消防団、自動車ポンプの部に駒ヶ嶺の中区消防団が出場しました。各消防団は毎日練習してきたとあってキビシな動作をみせ、小型ポンプの部で木崎消防団が九百五十九点の最高点で優勝、中区消防団も自動車ポンプの部で五位という成績でした。

道路を守る期間

今年も八月一日から一カ月間、「道路を守る期間」がはじまります。町ではこの期間中、皆さんの協力により、道路愛護の奉仕作業を行います。いまや、私たちのくらしの「動脈」ともいえる道路を壊さず、よこさず、だいに扱いたいものです。



すっきりきれいに 青年会が清掃奉仕

新地町青年会(会長大堀宏)では、六月二十五日(日)、午前六時から町内にある公園の清掃奉仕を行いました。

この作業奉仕は、青年会がボランティア活動の一つとして行ったもので、会員二十名が手わけして古館やお相善など七ヶ所の公園を清掃しました。

公園に捨てられたゴミはトラック三台分もあり、汗をふきながらの作業にも会員達は手際よく作業を進めていました。

青年会では、こうした作業奉仕のほか歌ごえ、ダンスなどのサークル活動を行っています。また、秋には青年祭の開催を予定しているとのこと、多くの若者たちの手際よくゴミひろいにあたる青年会の会員達。

今日ほど家庭教育と学校教育が混ざり合ってしまった時代はないと思つて。

月例のPTA集会の全体会や学級懇談のとき、次のような話がよくある。その二、三をあげると、

▽通学路の側で作ってある作物にいたずらをするから、朝の会か学級でよく注意してもらいたい。▽うちの子は左で箸を持つから、給食の時よく矯正してもらいたい。▽うちの子は宿題ばかりやっていて、家に居るの事は何もできない。お掃除などのやり方をよく教えて下さい。……

また、ある教育雑誌で、次のようなことを読んで驚かされた。都立のある小学校のPTAに出席した母親たちが、学習は自分たちで面倒みるから学校では「しつけ」をよく教えてほしいという要求をしたという。何か、学校教育と家

教育雑感「その二」
教育長 佐藤 洋一

あるという誤認からだと思う。そこで、家庭には家庭ですべき教育があるから宿題などは出さないようにしてほしいという要求を親から出してこそ、その家庭は健全であると言える。家庭での子どもの教育、お使用したり女の子ならば調理洗濯、男の子なら

庭教育を置き替えて考えている様に思われる。

何故だろうと考えてみるに、それは時代の变化、教育制度の变化、学歴主義と受験等、いろいろ大小挙げきれない程あるだろうが最も身近なことは、一つには家庭でも勉強をみてやってほしいという教師の発言であると共に、宿題をたくさん出す教師はよい先生で

新地歌壇

呼鳥をオタタカ鳥と呼びたりし
祖母の頭ちくる啼声さやか
加藤けさい

青々と水をたたへしあがの川
越後の原をめぐり流るる
様田八重子

高原の水送り岩かくれ
音すがしかり白糸の滝
岡元 三郎

はからずも雨しぶきつつ疾風すく
このわびしさをかみしめてつ
三宅 康

青々と親指大の無花果の
みづみづしかり熟れの待たるる
佐藤 利子

それぞれに形異なり不揃への
出穂田続く鹿狼の裾に
水戸 幸作

鶏のことは吾子に頼みて久びさに
土湯の宿にひと夜くつろぐ
荒 萬

佐太郎の歌をよみつ朝の床
なごめる我のひとりのときを
宮西一とく

交配を終へし南瓜の育ちみみて
朝な朝なの心は足りつ
小野 義男

ぼろまとい引揚げし海をさぞのこと
孫とたわむる渚に憶ふ
目黒ます代

妻が解く舫つな揚げ漁夫達は
明けのきざせる沖へ出でゆく
佐藤 一汀

あぜ草を刈りとり終へてくつろげば
青田を渡る風の涼しき
片平 とし

鹿狼嶺に今しかくる夕光の
空に残れる雲に映れる
小松 栄子

年金だより
お尋ねください

特別納付制度の活用

今年の七月からはじまった国民年金の未納保険料の特例納付制度をご存知ですか。

一時の思い違いや、忙しさにまざれたり、経済上の理由などから当然強制適用被保険者の資格があるのに、国民年金にまだ加入していなかった人や、保険料を滞納して時効にかかり、年金権を失ってしまった人などについて、昭和五十三年の七月から二年間に限って、未納保険料を払い込めば年金権が与えられるという、臨時の特例な制度ができました。

この特例の制度は、保険料を納めなかった期間について、一月につき四千円という、普通の被保険者より相当高い保険料を払い込めば、年金が受けられることとなる

スライドされた拠出年金の額 (58年7月分から)

年金種別	改正前	改正後
老齢年金	5年年金 (16,408)	210,100 (17,508)
	10年年金 (22,425)	287,100 (23,925)
障害年金	1級障害 (45,125)	577,600 (48,133)
	2級障害 (36,100)	462,100 (38,508)
母子、準母子、遺児年金 (子等1人のとき)	433,200 (36,100)	462,100 (38,508)

改正された福祉年金の額 (53年8月分から)

年金種別	改正前	改正後
老齢福祉年金	180,000 (15,000)	198,000 (16,500)
障害福祉年金	1級障害 (15,000)	270,000 (24,800)
	2級障害 (15,000)	180,000 (16,500)
母子福祉年金 (子等1人のとき)	234,000 (19,500)	258,000 (21,500)
準母子福祉年金 (子等2人のとき)	258,000 (21,500)	282,000 (23,500)

ことしも、国民年金法が改正されて、次のような改善が行われました。

1 拠出年金額の引上げ
拠出年金の物価スライドが実施された結果、七月から老齢年金の二十五年年金(未発生)は、月額三万七千九百二十五円、十年年金は同二万三千九百二十五円、五年年金は同一万七千五百八十四円、障害年金は一級の場合で同四万八千三百三十三円に、さらに、母子、準母子、遺児年金は、子一人の場合、それぞれ同三万八千五百八十四円になりました。

2 福祉年金額の引上げ
福祉年金は、八月から、老齢が月額一万六千五百円、障害一級が同三万四千八百円、母子、準母子が子一人の場合、二万一千五百円に引上げられます。

3 特別納付の実施
時効によって保険料を納めることができなくなった人などについて、昭和五十三年七月から二年間に限り、一月につき四千円の割合で過去の滞納期間の分を納めることができることになりました。

4 保険料の引上げ
なお、保険料は、昭和五十四年四月分から一月につき三千三百円、昭和五十五年四月分から一月につき三千六百五十円に改まることになりました。ただし、昭和五十四年度に、年金額のスライドが行われたときは、五十五年度の保険料三千六百五十円にスライド分が加算されます。

税に不服のあるときは

更正、決定の通知や、差押えなど税務署の処分について不服のあるときは、税務署長に対して「異議申立て」をすることが出来ます。異議申立てが出来れば、税務署ではその内容を調査して「決定」しますが、その決定になお不服のあるときは、更に、「国税不服審判所長」に対して「審査請求」をして救済を求めることができます。

所在地等は、次のとおりです。
▽仙台国税不服審判所 仙台市本町三丁目二二三、〇二二二〇七五六一

▽壮年の部(参加三チーム)
消防団 13-4 議会
役場 12-4 消防団

▽家庭バレーボール大会 (7/16 新地高屋体、参加六チーム)
一位 新地町若妻会、二位 小川若妻会、三位 菅谷婦人会
ソフトボール大会壮年の部優勝の役場チームとバレーボール大会優勝の新地町若妻会は、八月二十七日、小高町、双葉町で開かれる県大会へ出場する予定です。

▽剣道昇段審査会 (7/2 新地小屋体)



涼を求める人達で賑う釣師浜海水浴場



午前六時、ラジオ体操で一日が始まる。(駒ヶ嶺町)

今月の「カメラでこんにちは」は、夏を話題に町内各地取材しました。

ことしの夏は、例年になく早く梅雨が明け、三十度を超す毎日に、釣師浜海水浴場やプールは涼を求める人達で賑わっています。また、赤柴果樹園地では桃の最盛期をむかえ収穫作業におおわれています。

甘いと評判の赤柴のモモは、今がもぎとりのまっ最中



甘いと評判の赤柴のモモは、今がもぎとりのまっ最中

おらせ



「勤労者互助会」

会員募集

住宅資金は五百万円
生活資金は五十万円
まで融資

この制度、互助会加入についてくわしくは役場企画開発課または商工会にお尋ねください。

企画開発課

自衛官募集

充実した職域、適性にあつた技術の取得、何にも負けない体力、気力が養われます。

◇応募資格

十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男女子(昭和五十四年三月高校卒業見込者も含む)。

◇試験

筆記試験、身体検査、口述試験

◇合格発表

合格者には試験後おおむね一カ月以内に採用予定通知と入隊案内を送ります。

節約セツパン



◇賞与

年三回、五カ月分。その他特別退職手当が支給されます。くわしくは、自衛隊原町募集事務所(☎〇二四四二二一四七一)にお気軽におたずねください。

警察官募集

福島県では、来年四月採用の警察官を、次の要領で募集します。

◇採用予定

約三十五名

◇受験資格

昭和二十六年四月二日から昭和三十六年四月一日までに生まれた男子で、学歴は問いません。

ただし、四年制大学の卒業生または昭和五十四年三月卒業見込みのかたは受験できません。

◇受付期間

九月九日(九月二十一日)くわしいことは、最寄りの駐在所または相馬警察署にお尋ねください。

相馬警察署

「県政相談コーナー」を

ご利用ください

県政相談コーナーは、県民のみなさんの県政に対するご意見、ご要望、苦情、悩みことなどの相談に応じております。電話、手紙、面接、いずれでも結構です。ご利用ください。相談先 福島県原町合同庁舎内 相及行政事務所 県政相談コーナー

住所 原町市錦町一三〇

電話(〇二四四二二一五一) 内線二〇四、二〇六、二〇九



六月届出

▽出生(届出は十四日以内に) おめでとうございます。

江美	門馬 神一	埴 浜	明美	加藤 正	大戸 内	尚美	後藤 行雄	城 岡	沙美	片平 和正	藤 岡	恵美	寺島 英一	藤 崎	友紀	森 信義	杉 目	真吾	川部 章治	上ノ町	誠浩	荒 勝美	中 島	千尋	小泉 光	新 地
----	-------	-----	----	------	------	----	-------	-----	----	-------	-----	----	-------	-----	----	------	-----	----	-------	-----	----	------	-----	----	------	-----

▽死亡(届出は七日以内に) おくやみ申しあげます。

渡部	七キ	富 倉	菅野	サキ	藤 崎	伊藤	彦平	釣 師	石田	重正	小 川
----	----	-----	----	----	-----	----	----	-----	----	----	-----

六月	六月 六月定例市町村会 衛生組合特別委員会
12日	六月定例市町村会 衛生組合特別委員会
15日	火力発電打合せ 東京
16日	松ヶ房ダム打合せ
17日	相馬地区同盟総会
19日	常任委員長会 衛生組合議会
20日	定例町議会
22日	郡道族会連合会総会
27日	県簡易水道協合理事会及総会
28日	県土地改良連合会役員会及総会
29日	郡四和会 相馬警友会
30日	新地町浜保育所地鎮祭 土地改良連合会原町支部総会 相馬野馬追執行委員会
七月	
1日	県漁連相双ソフトボール会
3日	広域議会
4日	相馬地域開発整備構想委員会
6日	新地高地鎮祭 全員協議会
7日	福田保育所浜遊び
10日	県退職手当組合監査 県消防償じゅつ組合監査

「かあさのうた」募集

係では表紙に掲載する「かあさのうた」を募集しています。「母」と題する詩、作文を二百五十字程度にまとめ、役場企画開発課までお寄せください。また、広報に対するご意見、ご要望もあわせてお寄せください。

今月の納税

町県民税 第2期
国民健康保険税 第2期

町長日記

楊中二